

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して、令和6年1月11日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書1」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書2」といい、本件処分通知書1と併せて「本件各処分通知書」という。）より行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分は違法ないし不当であるから取り消されなければならないとしている。

1 理由付記不備

本件各処分においては、処分理由は法に該当しない旨しか書かれていない。本件各処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件各処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件各処分には理由不備の違法がある。

2 その他の違法

保護の実施機関は、法 9 条に規定する必要即応の原則に基づいて、法 11 条 1 項各号に規定する 8 種の扶助のうち最適と認める扶助を決定するものとされている。法 9 条に規定する「有効かつ適切に行う」とは、最も効果的と思われる種類の保護を、最も適切と認められる方法と程度で行うことをいうと解されている。

本件各処分は、処分庁が適切な保護を実施するという職責を著しく怠った違法が認められる。

3 法 80 条の検討不尽

問答集の問 13-2（答）2 は、法 80 条の規定を受けて、「遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第 80 条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第 80 条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。」とされており、本件各処分のような場合、法 80 条の規定による返還免除の可否を検討することが予定されている。

本件においては、①請求人は、令和 5 年 12 月から令和 6 年 1 月までの間に支給された保護費の金額を当然受け取るべき額であると信託していたと推認され、②令和 6 年 1 月 30 日付け（反論書に記載の日付け）で本件各処分は行われているが、この時点では、既に令和 5 年 12 月分及び令和 6 年 1 月分の保護費はほとんど費消されていると推認される。

しかし、請求人の資力等について十分な調査を行っていないと認められ、処分庁は、本件各処分を行うに当たって、法 80 条の規定による前渡した保護金品の全部又は一部の返還の免除の可否についても検討すべきであったのに、これを行っていない。また、この検討において、処分庁は、本件各処分が請求人の自立に与える影響を考慮すべきであるにもかかわらず、そのために必要な調査を行い、考慮を尽くしたとは認め難い。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 5月15日	諮問
令和7年 7月28日	審議（第102回第2部会）
令和7年 8月22日	審議（第103回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 申請による保護の変更

法24条9項において準用する同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないとしている。

(3) 返還の免除

法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしている。

(4) 収入認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（略）については、その実際の受給額を認定すること」としている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとし、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨て）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

(5) 次官通知及び局長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

- (1) 年金は、その実際の受給額を認定するとされているところ（1・(4)）、処分庁は、令和5年11月7日及び同年12月15日に請求人らから届出があった本件年金証書等の内容から、同月以降、定期的に母の障害年金が支給されること、及びその月額が95,323円（190,646円÷2月）であることを確認したことから、令和6年1月11日、法24条9項において準用する同条3項の規定に基づき、請求人世帯の同年12月分の収入充当額を183,275円に変更し、同月分の保護費の支給額を130,405円とする本件処分1を行うとともに、本件処分1の収入認定の変更に伴い、令和6年1月分の保護費の支給額を106,615円とする本件処分2を行ったことが認められる。

そして、令和5年12月分及び令和6年1月分の各保護費はいずれも、令和6年1月11日より前に、既に母に支給されていたため、処分庁は、請求人世帯に過支給した190,646円（95,323円×2。以下「本件過支給金」という。）について、本件回答を踏まえ、納付書により返還を求めたことが認められる。

以上によれば、本件各処分は、上記1の法令等の定めに従って行われたものと認められ、また、令和5年12月分及び令和6年1月分の各保護費の算定に違算も認められない。

- (2) また、本件各処分通知書には、本件各処分の理由が記載されていると認められ、その理由付記に不備があるとはいえない。

(3) したがって、本件各処分に取り消さなければならない違法又は不当があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3・1及び2のとおり、理由不備等の違法について主張するが、本件各処分に取り消さなければならない違法又は不当があると認められないことは上記2で述べたとおりである。

なお、請求人は、第3・3のとおり、処分庁は、本件各処分を行うに当たって、法80条の免除の可否についての調査や検討を行っておらず、考慮を尽くしたとは認め難いとも主張する。

しかし、法80条は、法の目的（1条）に鑑み、被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解されるどころ（令和5年9月8日東京地方裁判所判決参照）、本件においては、処分庁は、本件申請後、速やかに母の障害年金の収入認定を行っており、本件過支給金の返還を求めるまでの期間が不当に長期に及んでいるとか、その額が相当に高額に及んでいるものとはいえず、その他諸事情に照らしても、本件過支給金の返還を求めることが法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとはいえない。

したがって、本件各処分は、処分庁が保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用して行ったものとはいえず、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己